

お知らせ

6月は児童手当

「現況届」の提出をお忘れなく

児童手当を受けている方は、毎年6月に「現況届」を提出しなければなりません。

この届は、毎年6月1日における状況を記載し、引き続き手当を受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。この届の提出がないと、6月以降の手当が受けられなくなり、ご注意ください。

(※公務員の方は、勤務先へ提出してください。)

■提出期限 6月29日(金)まで

■現況届に必要なもの

印鑑、申請者の健康保険証(厚生年金等加入者の場合)、課税情報の確認に係る同意書等

※右記以外の書類を提出する必要がある場合があります。

■受給資格

中学校修了前(15歳到達後、最初の3月31日まで)の子どもを養育している人

■児童手当の額

- ・3歳未満 月額1万5千円
- ・3歳以上〜小学校修了前 月額1万円(第3子以降は1万5千円)
- ・中学生 月額1万円

ただし、所得制限以上の場合は右記の月額は適用されず、子ども1人あたり月額5千円が支給されます。
※第3子の数え方に関する補足

養育する児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童)のうち、年長者から第1子、第2子と数えます。

■手続き

福祉課または各総合支所および各出張所

■問い合わせ 福祉課

☎0820(77)5505

重度心身障害者に医療費を助成しています

重度心身障害者医療費助成制度とは、一定の障害等がある人が医療を受けた際の医療費を公費で負担する制度です。

本来であれば、医療機関の窓口で一部負担金を受給者から徴収しなければならないと

ころですが、本町では、米軍再編交付金を活用し、その一部負担金を全額補助していただきますので、今までどおり保険適用分にかかる医療費の自己負担はありません。

■対象となる人

- ①身体障害者手帳1級から3級をお持ちの方
- ②療育手帳Aをお持ちの方
- ③精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方
- ④障害年金1級の受給者
- ⑤特別児童扶養手当1級の受給者等

■助成の要件

障害所持要件の該当者で一定の所得制限額を超えない方は、お近くの総合支所か出張所で申請をしてください。(所得制限額については福祉課にお問い合わせください。)

なお、すでに受給している65歳未満の方には更新書類を送付していますので、手続きのお済みでない方は今月中に手続きをしてください。

ただし、65歳以上の方については更新手続きをする必要はありませんので、新しい受給者証を今月末までに郵送します。

■手続きに必要なもの

印鑑、健康保険証、対象に

なる要件が確認できるもの(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害年金証書など)

■受給者証有効期間

7月1日(日)〜平成25年6月30日(日)まで

■問い合わせ 福祉課

☎0820(77)5505

教科書見本等展示します

■期限

7月31日(火)まで

■時間

午前8時30分〜午後5時15分

■場所 町教育委員会(東和総合センター内)

■問い合わせ

教育委員会 学校教育課
☎0820(78)2204

ニート・引きこもりの方の職業的自立を応援します

厚生労働省と山口県からの委託・周南市からの協力を受けて、若者の職業的自立のための無料総合相談窓口「しゅうなん若者サポートステーション」を設置しました。

ぜひ、一度サポステにご連絡ください。どうぞ、お気軽にご相談ください。

特設人権相談所

- ◆日時 7月2日(月) 午前9時30分〜正午
- ◆場所 大島庁舎
- ◆相談内容 法律、人権、土地、家屋、金銭貸借、離婚などあらゆる生活上の心配事
- ◆相談員 人権擁護委員
- ◆問い合わせ 福祉課

☎0820(77)5505

■対象

概ね15歳以上40歳未満で現在働いていない人、およびその保護者

■相談日

- 6月27日(水)・7月25日(水)
- 8月22日(水)・9月26日(水)
- 10月24日(水)・11月28日(水)
- 12月26日(水)
- 平成25年 1月23日(水)・2月27日(水)
- 3月27日(水)

■必要予約

■相談料 無料

■時間割 1回40分

- ①午前10時〜10時40分
- ②午前11時〜11時40分